



漆喰と漆のmonotone
So Cool



国宝松本城の漆塗り工事の様子。国産漆を用い築城当時のように仕上げている

国宝松本城 未来へ

松本市の中心に位置する城郭、松本城。現存する全国12箇所の中、唯一の国宝に指定されている5城（松本城・大山城・彦根城・姫路城・松江城）の一つで、5重6階の天守としては最古の存在です。

天守の美しさを際立たせているのが、白い漆喰と漆黒の下見板のコントラスト。四季の北アルプスを背景にした姿の凛々しさや、掘に映り込む幻想的な様子が訪れる人を魅了してやみません。その特徴的な漆黒を生み出しているのが漆。外観が黒い城は他にもありますが、ほとんどが柿渋に墨を混ぜた「渋墨塗り」であるのに対し、松本城は唯一「漆塗り」の城。しかも毎年塗り替え工事を行って保全に努めていると知り、現場を訪ねました。

松本城のはじまりは、戦国後期に信濃国の守護・小笠原氏が築城した「深志城」。幾たびか城主が代わり、「松本城」となっても築城工事が続きました。天下泰平の江戸時代に入り、さらに櫓が増築されます。かくして松本城は、外観の統一感を保ちつつ、戦への備えと優美さが共存する、歴史的にも建築学的にも貴重な存在となりました。

1950年から6年間にわたって行われた「昭和の大修理」では、大規模な解体復元修理により、約400年前の建築手法や、各所に使われている材料などが明らかにしました。その一つが下見板の漆です。解体した板と板が重なる部分に往時の施工の跡がそのまま残っていたのです。

漆は防水性などの機能と美観に優れた最高の天然塗料。信州に森が多く漆産地でもあったことが、松本城の威厳ある美しさを生み出す鍵になったとみられます。

「とはいえ、期限も、材料調達場所も、職人も限られ、また為政者の目もはばかれた戦国時代。使われた漆そのものは決して高価な高級品ではなく、塗るも器を仕上げるような

重ね方はしていません」と話すのは、漆の塗り替え工事に携わる碓屋公章さん。昭和の大修理に携わった父親から、築城当時の実に理にかなった漆塗りのやり方を伝え聞き、自らも経験を重ねてきました。たとえば、同じ階でも、南と北とで異なる日の当たり方に応じた塗り分けが戦国時代にすでに行われていたといえます。また、秀吉など時の為政者から過剰な装飾と目を付けられないよう配慮したこともうかがえるのだとか。

「いかに効果的に日射や雨風から下見板を守るか、ひいては城を守るか。材料や工法も含め、当時の知恵や技術があるがまに伝えていくのが、私たちの使命です」

今夏は猛暑が続き、下見板が例年以上に乾燥し、傷みもあります。その一方、工事期に入って大雨や台風が相次ぎました。そうした複雑な状況にも、碓屋さんは「木にまかせろ」と、余裕の表情。「化学的な理論や数値データに頼るまでもなく、現時点の湿度と板の状態に気を配り、昔の通りに根気よく進めていくのみです」

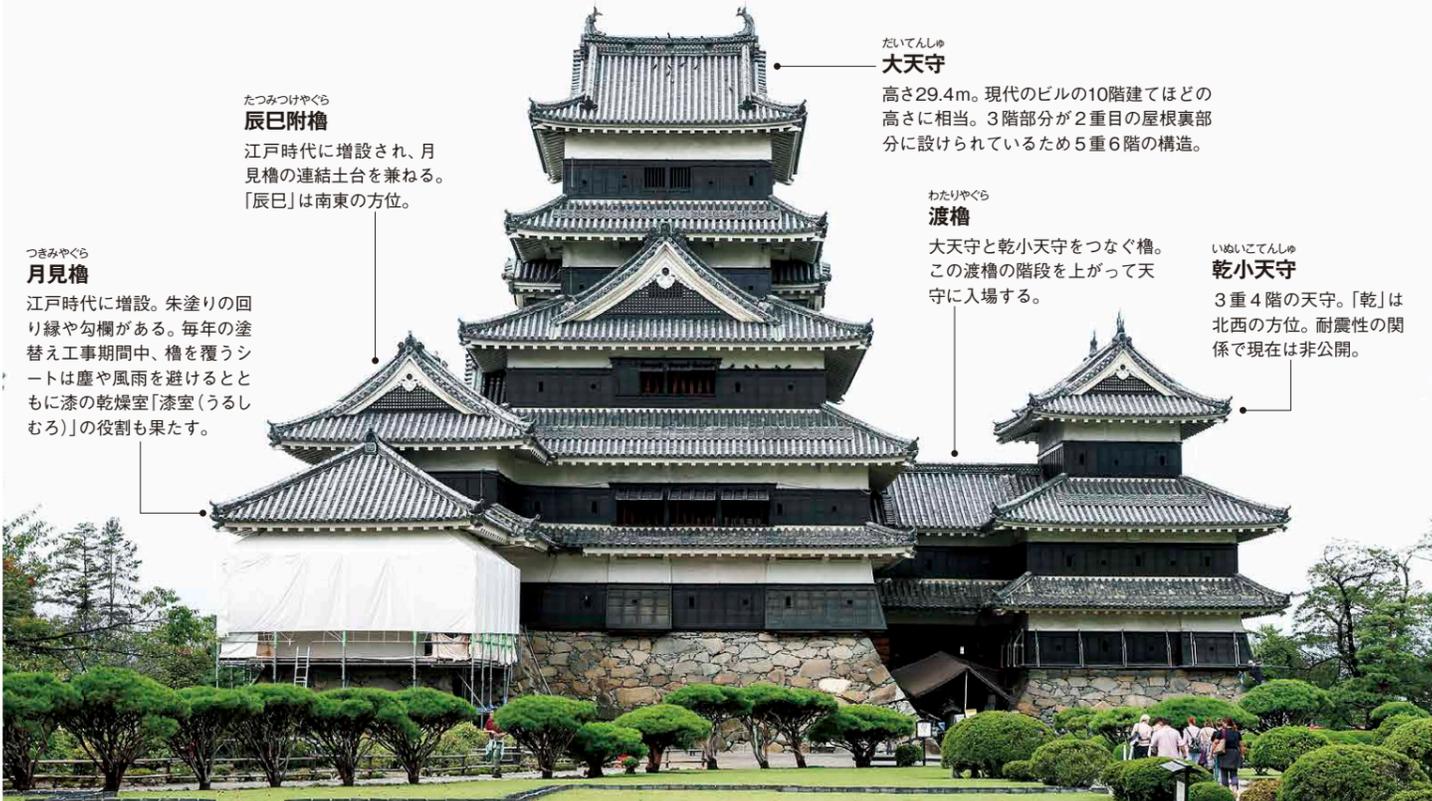
実は、昭和の大修理の後、本格的なメンテナンスが行われたのは10年後。その際、傷みが激しく修理に困難をきたした反省から、国が毎年の塗り替えを決定しました。以来、50年以上にわたり貴重な国宝を可能な限り築城当時の姿で未来へ伝えていく支えとなってきました。建築技術が進化した昨今は逆に、かつてと同じ材料が入手しづらくなっているという新たな課題に直面。これまで以上の情報収集や技術研究が欠かせません。それを後進に継承するのも碓屋さんの大事な使命です。

見上げれば、後継者となる息子さんたちが下見板を黙々と塗り替える作業の真つ最中。松本城は今年も何ごともなかったように昔の姿に戻り、間もなく訪れる紅葉の季節を迎えようとしています。

日本最古の五重天守

戦国と泰平 時代を映す城

5重6階の大天守と乾小天守を渡櫓でつなぎ、辰巳附櫓、そして月見櫓が連結された複合式の天守群が端正な外観を構成。各層外壁の漆喰の白と「漆黒」という言葉の通りの漆の黒の明快なコントラストが、引き締まった美しさをもし出しています。



大天守
高さ29.4m。現代のビルの10階建てほどの高さに相当。3階部分が2重目の屋根裏部分に設けられているため5重6階の構造。

渡櫓
大天守と乾小天守をつなぐ櫓。この渡櫓の階段を上って天守に入場する。

乾小天守
3重4階の天守。「乾」は北西の方位。耐震性の関係で現在は非公開。

辰巳附櫓
江戸時代に増設され、月見櫓の連結土台を兼ねる。「辰巳」は南東の方位。

月見櫓
江戸時代に増設。朱塗りの回り縁や勾欄がある。毎年の塗替え工事期間中、櫓を覆うシートは塵や風雨を避けるとともに漆の乾燥室「漆室(うるしむろ)」の役割も果たす。

天守内部では頑健な梁や柱など城の構造を目の当たりに。戦に備えた緊迫感と機能性の中に、伝統建築の美が息づいています。また、平和な時代を象徴する開放的な月見櫓が戦国の建物と調和し、共存している点も特徴的です。

- 天守(本丸庭園内)
観覧料 大人610円・小中学生300円
開場時間 8:30~17:00
(最終入場16:30、季節・時期により変動あり)
- 問い合わせ 松本城管理事務所
松本市丸の内4番1号 TEL0263-32-2902
- 公式サイト <http://www.matsumoto-castle.jp/>



鉄砲蔵
天守2階にあり、火縄銃、短筒(たんづつ)などの資料が豊富。10月14日(日)に古式砲術演武行事あり。



武備
敵兵を攻撃する石落(いしおとし)、狭間(さま)、武者窓などは戦国の世ならでは。江戸時代に増築された櫓にはない。



石垣
400年前の創建時に積み上げられたままの石垣。後世は補修のみで積み替えは行われていない。

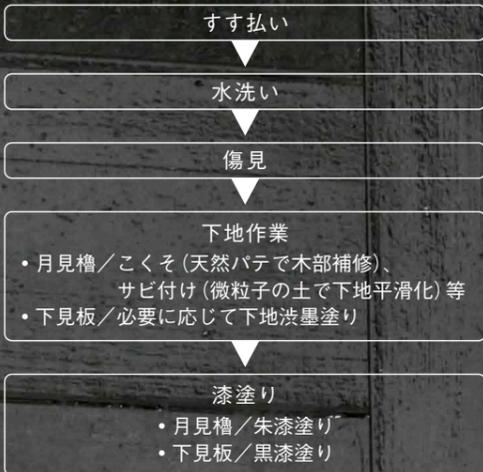
意外な発見や疑問も

天守内外の随所に立ち、細部まで目を配る碓屋さん。瓦や漆喰の傷を見つけ、松本城管理事務所を通じて文化庁の技術的判断を仰ぎつつ、漆の技法で応急処置を施すこともあります。こうしたこまやかな補修が毎年行われることで、松本城は貴重な美を保ち続けることができるのです。また、武備や瓦などをこまかく観察し、実際に触れているうち、定説の用途や使われ方に疑問が湧くことも。それを松本城管理事務所の研究専門員に伝え、城郭研究に新たな視点を投げかけています。



碓屋公章さん

ひびを漆で
応急補修した瓦



「神わざでも名人芸でもない。ひたすら根気よく、きちんとていねいに、妥協なくやるのみ」と、碓屋さん。「昔の職人のやり方にならない、可能な限り昔と同じ材料と工法で、かつてあったようにするのが、かけがえのない歴史の遺産を未来へ伝えていく者の役割です」



サビ付け作業(月見櫓)



黒漆塗り作業(乾小天守)

**神わざにあらず
ひたすらていねいに根気よく**
毎年恒例の漆塗り作業
松本城の美しさの象徴ともいえる外壁の漆黒。その保全のため、毎年秋に行われる天守外壁と月見櫓の漆塗り作業を指揮しているのが、碓屋漆器店代表の碓屋公章さん。松本城を愛してやまない市民の一人として、仕事としてのみならず、熱い想いで取り組んでいます。漆職人であるご自身と二人のご子息、長年つきあいのある鷹職人、漆職人の5人で約50日をかけ築城当時の素材、施工方法で作業を進めます。

存在が市民の誇り

明治期に売却や倒壊の危機に直面した松本城を救ったのが、松本市民の市川量造と小林有也でした。住民が城を守った事実は松本の誇りとして語り継がれ、市民の情熱で城を保全する伝統として今も息づいています。



天守の買い戻しに貢献した市川量造と明治の大修理に尽力した小林有也を顕彰するレリーフ

市庁舎に展望室?
松本城の東にある松本市役所の本庁舎最上階は、なんと展望室。太鼓門側から、外壁を含めた松本城の全容を展望することができます。天気によければ北アルプスを背景に凛とした美しさを見せる国宝・松本城に出会えるかも。

- 松本市役所の開所中のみ自由に入退場可



城内の床磨きをする古城会の面々

■松本古城会
「松本城を愛する」ことが入会条件。年会費2,000円。
入会・問い合わせ FAX0263-32-8785(事務局 上條)

橋梁等、塗膜中の有害物質分析承ります。

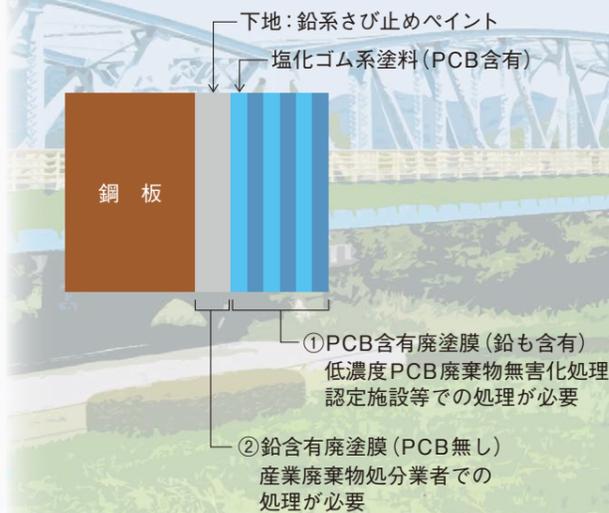
昭和42～47年の間に建設された橋梁に塗布されている塗膜(塗料)には、錆止め用途で鉛、六価クロムの添加、また可塑剤としてPCB(ポリ塩化ビフェニル)が使われていたことをご存知ですか。

橋梁に塗布された塗料の剥離等作業を請け負う事業者はPCB等の有害物質が含まれているか調査義務があり、剥離作業を発注する者にも請負業者への情報提供等が求められています。*なお、橋梁のみならず同年代に製造された他の設備にも、PCB等の有害物質が含まれた塗料が使われている可能性があります。事業所内の設備に不安のある方はお気軽にご相談ください。

※労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)

「鉛等有害物を含有する塗料の剥離やかき落とし作業における労働者の健康障害防止について」(平成26年5月30日基安発0530第2号)

昭和40年代竣工鋼橋のイメージ



剥離等の作業時に該当する各種法令等の基準値

労働安全衛生法に基づく基準 (施工内容決定の為に必要)	PCB特別措置法に基づく基準※1 (処分先決定の為に必要)	廃棄物を適正に処分するための基準※3 (処理・処分先への情報提供の為に性状確認が必要)
<ul style="list-style-type: none"> PCB 1%を超えて含有 鉛 検出 六価クロム 1%を超えて含有 含有試験で上記基準値を超えると「鉛則」、「特化則」が適用	<ul style="list-style-type: none"> PCB 5,000mg/kg以下 低濃度PCB廃棄物無害化処理認定施設等にて処分※2 PCB 5,000mg/kg超 中間貯蔵・環境安全事業株式会社(JESCO)にて処分 	<ul style="list-style-type: none"> PCB 溶出試験・含有試験 鉛 溶出試験 六価クロム 溶出試験

※1 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法
 ※2 自治体・工事内容・廃棄物の種類により判断が異なることがあります。
 ※3 剥離方法により廃棄物の種類が変わる為、試験項目・方法が変わることがあります。

平成31年より土壤汚染対策法が改正施行されます。

2019年4月に土壤汚染対策法の改正が予定されています。

改正法施行後は有害物質使用特定施設を設置している、あるいは過去に設置していた土地の形質変更について、3,000㎡を超えないものであっても法律の規制を受け、都道府県知事への届け出が必要となり、当該土地に対して調査命令が発出されます。

法第3条第1項ただし書きの確認を受けた土地の形質の変更や搬出の規制(法第3条第7項、第8項)

法第3条第1項ただし書きによる確認を受けた土地であっても900㎡以上の土地の形質変更を行う場合は、所轄の都道府県知事に事前の届出が必要となります。



施設操業中の工場又は事業場である土地の形質の変更(法第4条第1項)

有害物質使用特定施設を設置する工場・事業場で、900㎡以上の土地の形質変更を行う場合は、形質変更に着手する30日前までに、所轄の都道府県知事に届出が必要となります。

